

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月17日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第25号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
略			略		
総合福祉センター 一	略		総合福祉センター 一	略	
	2 <u>4に掲げる職員で夜間において児童を介護する職員</u>	2		2 <u>心理判定の業務に従事する職員（児童相談所に勤務する職員に限る。）</u>	2
	3 略	1		3 略	1
	4 心理判定の業務に従事する職員並びに機能回復訓練を行うため理学療法業務、作業療法業務及び言語治療業務に従事する職員			4 心理判定の業務に従事する職員（2に掲げる職員を除く。）並びに機能回復訓練を行うため理学療法業務、作業療法業務及び言語治療業務に従事する職員	
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。